（様式第１号）守秘義務の遵守に関する誓約書

令和　年　月　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

滋賀県知事

事業者名

所在地

代表者名

　　（担当者連絡先（資料受信用））

所属

担当者名

電話番号

FAX番号

Ｅ－Ｍａｉｌ

当社は、今般、滋賀県（以下「県」という。）が令和４年６月17日付けで公表した（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業（以下「本事業」という。）に係る実施方針について、本事業への参画を検討すること（以下「本目的」という。）を目的に、要求水準書（案）の付属資料および参考資料のうち守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

なお、資料の提供を受けるに当たり、当社は、当社が本事業の実施方針　２（４）に示す入札参加者の入札参加資格要件を満たしていること、および下記事項を遵守し秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示したい場合、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲および方法で、守秘義務対象資料の全部または一部を提供することができるものとします。また、当社は県から提供を受けた守秘義務対象資料を、当社の代理人、補助者その他の者に提供をした場合は、任意の様式により、提供日、提供先、提供先所在地、提供先担当者、提供先連絡先電話番号、提供した資料等について、速やかに県に報告します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定めるほか、第三者に提供しません。

第３条（善管義務）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを誓約します。

第４条（個人情報の取扱い）

県から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下、「法令等」という。）により県に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ法令等により県および当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果入札参加に至らなかった場合および入札参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、および第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄または消去）

当社が、本目的検討の結果入札参加に至らなかった場合、入札参加の結果落札参加者として選定されなかった場合および落札者決定後事業契約締結後までの間に落札者としての資格を喪失した場合、受領した守秘義務対象資料は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者に提供された資料およびこれらの写しも含めて全て速やかに破棄または消去することを約束します。また、守秘義務対象資料を破棄または消去した場合は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者による廃棄または消去も含め、任意の様式により、実施日およびその手段等について、速やかに県に報告します。

第８条（定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本事業の実施方針および要求水準書（案）の定めるところによることとします。